

長野県報

12月12日(月)

令和4年

(2022年)

第364号

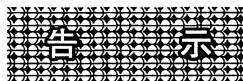
目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新（障がい者支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	5
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の検査結果の公表（農業技術課）	7
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧（農地整備課）	7
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	8



長野県告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
モリキフォレストモール佐久平薬局	佐久市岩村田字押出シ1555番地1	令和4年12月1日
まそら薬局	安曇野市豊科2643-11	令和4年12月1日
おひさま薬局	塩尻市大字広丘高出1486-488	令和4年12月1日
スギ薬局 豊科店	安曇野市豊科4946番地1	令和4年12月1日
スギ薬局 岡谷店	岡谷市郷田二丁目1番3号	令和4年12月1日
ファミリーケアステーション つなぐ	飯田市鼎下山804番地1	令和4年12月1日
訪問看護ステーションあやめ安曇野	安曇野市豊科4757-1	令和4年12月1日
訪問看護ステーションあやめ上田	上田市中之条307-1かどやリースビル202号室	令和4年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第608号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター富士見高原病院（更生医療のみ）	諏訪郡富士見町落合11100番地	令和4年12月1日
長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院（整形外科）	中野市西1丁目5番63号	令和4年12月1日
三郷ナカジマ薬局	安曇野市三郷温2987-12	令和4年12月1日
クスリのアオキ旭ヶ丘薬局	須坂市旭ヶ丘2102番地1	令和4年12月1日
モリキ須坂墨坂薬局	須坂市墨坂南1895-1	令和4年12月1日
らいおんハート訪問看護ステーション佐久	佐久市前山321-3	令和4年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第609号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字茂沢字棚下784
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第610号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
辰野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第611号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡辰野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

辰野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第612号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡宮田村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第613号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木祖村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第614号

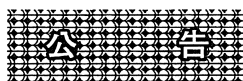
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称
宮ノ平イ
- 一部について指定を解除する区域
南佐久郡北相木村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年12月12日

長野県知事 阿部 守一